

Can Do

“可能性への挑戦”

第14号

第14号

金田会計事務所通信

無限の可能性

新年を迎えて、この一年を希望の年として頑張っていこうという決意でスタートされていると思いますが、昨年のリーマンショックから始まった「百年に一度のTUNAMI」と表現される金融危機から世界経済が立ち直るのには今年いっぱいかかるのかどうかの見通しすら見えない状況です。ただ、ほとんどの企業の現状が厳しくなっている一方で、業績を伸ばしている企業もあります。どんな時でも「投資」を怠らない会社がそうです。そして、どこにも真似できないオンリーワン企業としての足場を築き続けています。

昨年の反省点として、自分の限界を自分で作ってしまったということが挙げられます。ありがたいことですが、忙しくてやろうと思っていたことも十分にできなかったとの思いが浮かびます。また、年齢のせいでも体力を含め、以前より能力が落ちた部分もあるなど思い込んでいました。10代、20代の青年期を越えてしまうと、自分はこんなものだ、自分は変わらないという悟りのようなものに支配されがちです。事務所で使っている私のパソコンも買った時はサクサク動いたのに、だんだんと遅くなりイライラするぐらいで買い替えなければいけないかなと考えさせられました。しかし、もう一段パワーアップさせるため年末にメモリーを増設すると問題なく作動するようになりました。まさしく、私自身支配されていた思考がこのパソコンに対する先入観でした。

近代資本主義の発展は社会学者M. ウェーバーによると合理的な企業家精神の確立が前提となったとされます。それ以前の経済活動とは「山賊的」で、安いものを高く売りつけ、収奪する精神に基づいていたため、継続性がありませんでした。近代資本主義の精神は、イギリス産業革命の担い手であるプロテスタントの「勤勉」、「節約」、「信頼」を中心とする精神から生じているとされます。彼らは生じた利益を再投資し事業を拡大させました。今回の経済危機の主演、貪欲な金融資本家達はその精神を失い、「山賊」と化し、当然のように破たんしたのではないのでしょうか。

「投資」とは機械や設備を購入することだけでなく、人材育成、市場調査、自己研磨などを含みます。できることから始め、まだまだ自己成長することを目標にしていき、成果を証明して行きましょう。世の中の不景気を嘆き、良くなるまで我慢するのではなく、あの手次の手を考え、作り出さなければなりません。困難だという思い込みに囚われず、**今こそ発展できるのだ**ということを信じ、私もあのパソコンのようにメモリーを増設して、さらなる進化を目標といたします。



税理士 金田 康良

2009年1月

平成21年度税制改正大綱の行方!!

平成 21 年度税制改正法案が昨年 12 月 12 日に発表されました。景気悪化の流れを受け、減税が中心の内容となり、中身も多岐に渡ります。その中で特に重要と思われる項目を掲載いたします。

【中小企業の法人税の軽減及び欠損金の繰り戻し還付制度復活】(減税)

資本金の額が 1 億円以下である中小企業については、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度において、所得のうち 800 万円以下の**法人税の軽減税率を現行の 22%から 18%に引き下げる**とともに、当期が赤字のため前期の黒字で納めた税金から還付してもらう制度「**欠損金の繰り戻し還付制度**」を復活させます。中小企業にとってかなり有り難いものです。



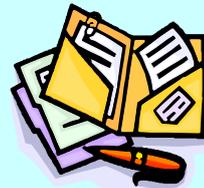
【土地の譲渡所得の特別控除と先行取得の課税の特例】(減税)

平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに個人・法人が取得した国内の土地等については、**5 年超の保有後の譲渡で、最大で 1,000 万円の特別控除**を適用する。また棚卸資産以外の土地等の取得後 10 年以内に他の保有土地等を譲渡した場合の譲渡益の 80%を圧縮し、取得土地等の取得価額から控除(課税の繰り延べ)する「**土地の先行取得の課税の特例制度**」を創設する。



【取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の拡充】(減税)

平成 20 年度改正で成立した「**事業承継による相続税の納税猶予制度**」は「**小規模宅地等の評価減の特例**」と**併用できる**こととなります。また、**会社が破産した場合等の免除規定**も設けています。ただし、この制度は計算によれば納税猶予の効果がでないケースもあるので注意が必要です。さらに、**代表者が親族である後継者に株式の全部を贈与した場合の贈与税の全額を猶予する「取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度」**も創設されます。一方で既存の「**農地に係る納税猶予の特例**」は 20 年間の営農継続による猶予税額の免除規定がなくなることとなります。



【住宅ローン控除制度の拡充】(減税)

所得税の住宅ローン控除について、**居住年が平成 21 年、平成 22 年の場合、5 千万円、以下、平成 23 年**が 4 千万円、平成 24 年が 3 千万円、平成 25 年が 2 千万円の**借入金残高を限度として、1%の税額控除**を受けることができます(控除期間は 10 年間)。また、所得税で控除しきれない金額のうち**所得税の課税総所得の 5%(最大 9 万 7,500 円)を個人住民税から控除**できることとなります。また、住宅ローンを組まない場合であっても、**長期優良住宅の新築等で普及促進法の認定を受けたものはその費用の 1,000 万円を限度に 10%の所得税の税額控除**を受けることができ、同様に、**50 歳以上の者等がバリアフリーの改修工事で要した費用等の 10%を所得税の税額控除**を受けることができます。





【生命保険控除の見直し】(減税?)

生命保険料控除は、平成 24 年より一般生命保険料控除、個人年金生命保険料控除(現行 5 万円)を 4 万円とし、別枠として介護・医療保険料控除(内容はまだ未定)の 4 万円の**最大合計 12 万円**とする。別枠の保険契約がなく、一般生命保険契約のみならば、控除額が 1 万円減額されることになるかも。

【上場株式の譲渡益及び配当の軽減税率の特例の延長と新設】(減税)

上場株式等の配当及び譲渡に対する軽減税率(所得税 7%、住民税 3%)の特例の適用期限を**平成 23 年 12 月 31 日まで 3 年延長**。平成 24 年 1 月 1 日から 5 年間は**毎年 100 万円までの上場株式等の配当及び譲渡所得を非課税とする「少額投資非課税制度」の創設**。一方では、平成 20 年度改正による上場株式等の配当所得と譲渡損失の損益通算は予定通り平成 21 年から導入されます。

【土地に関する登録免許税の税率軽減】(減税?)

土地の売買による所有権の移転登記等にたいする登録免許税の軽減税率(1.0%)については、平成 23 年 3 月 31 日まで延長し、平成 23 年 4 月 1 日以降からは 1.3%、平成 24 年 4 月 1 日以降からは 1.5% とし、平成 25 年 4 月 1 日以降より本則 1.0%とする。不動産取得税も住宅と住宅用地の取得に係る標準税率(本則 4%)を 3%に 3 年間据え置く。

	~H23.3.31	H23.4.1~	H24.4.1~
土地の売買による所有権の移転登記(本則:2.0%)	1.0%	1.3%	1.5%
土地の所有権の信託登記(本則:0.4%)	0.2%	0.25%	0.3%

【その他の関連税制】

- ☆海外子会社からの配当等を 95%まで損金算入
- ☆ハイブリッド車等の低公害車の新規購入等の自動車重量税・取得税の減免
- ☆相続税の課税方式を遺産取得課税方式へ変更することを見送り



この税制改正案には、減税色が強い反面、将来の消費税の引き上げや高所得者の税負担引き上げが検討されています。総選挙も近く、国会で審議、成立するまではどのようになるかは予想できないところもあります。詳細は 3 月以降の予算成立まで不確かな点がありますが、変更点があれば、お知らせしたいと思います。





新リース会計の処理が容易になりました。(続報)



Can Do 第 11 号に掲載し、お知らせしました新リース会計については、処理の複雑さ(法人税と消費税の不一致)から多くのミスが生じるであろうと危惧をしておりましたが、このたび日本税理士連合会の要望をもとに、国税庁から消費税の分割控除(簡便法)も認められることとなりました。《参考》国税庁 HP 質疑応答事例「所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃借人が賃貸借処理した場合の取扱い」

【具体的には？】

あくまでも原則は、リース契約時にリース総額で資産計上し、消費税の仕入税額控除も一括して計上します。しかし中小企業者については、今までどおり、リース料(賃貸借処理)により計上することができます。このとき、消費税も一括控除ではなく、リース料支払時に支払金額分の消費税を分割控除する方法も認められました。つまり、今までとはなんら変わらない処理方法でも良いということです。

【免税事業者・簡易課税事業者であった場合の注意点】

消費税の免税事業者や簡易課税を選択している事業者がリース契約の締結をし、リース料として賃貸借処理をしていた場合のみ、課税事業者又は原則計算になったときには消費税の仕入税額控除をリース料の支払った度、分割控除することができます。



★ 金田会計事務所の HP から Can Do の最新号を含め、バックナンバーを見る事ができます。



金田会計事務所

〒541-0052

大阪市中央区安土町3丁目4番5号

本丸田ビル3階(1階阪急そば)

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : kanedakaikei@peace.ocn.ne.jp

URL : <http://kaikei.asia/>

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

